

## 借上型市営住宅の期間満了に伴う再借りに関して

本市では、平成10年度から、高齢者用を中心に借上方式による市営住宅の供給を行っています。借上型市営住宅は、平成26年度から順次契約期間の満了を迎え、**平成30年度までに403戸が期間満了**となります。

この403戸につきましては、高齢者用市営住宅のニーズは引き続き高いことから、**再借上げ期間を10年として、オーナーとの契約交渉を行ってまいります。**

なお、平成31年度以降に契約期間が満了する約3,600戸につきましては、別途検討を行い、改めて内容をご報告いたします。

### 1 借上型市営住宅の概要

- 平成8年の公営住宅法改正により、民間土地所有者等が建設する共同住宅を市営住宅として借り上げることが可能になりました。
- 本市では、高齢化率が高い都心部（西区・中区・南区等）でも供給が可能となる借上げ型市営住宅を導入し、平成10年度から21年度にかけて、都心部を中心に供給してきました。

(図1)

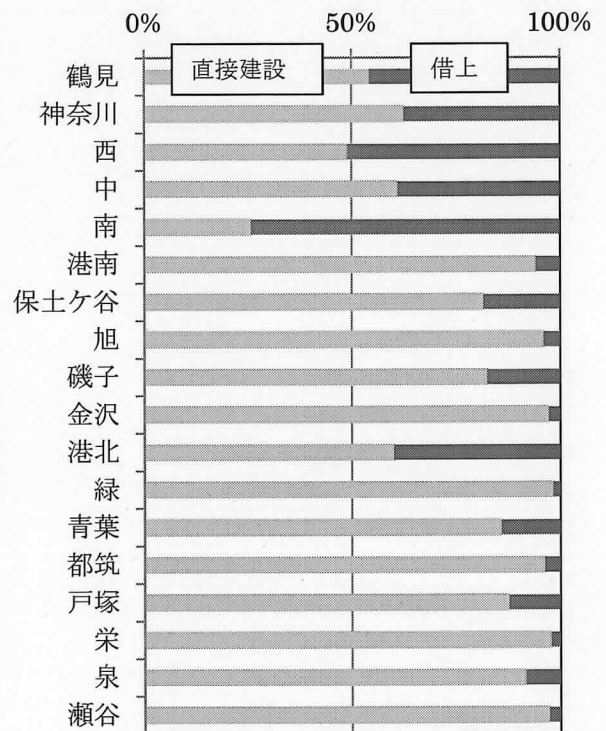
なお、借上期間は20年間としています。

- 本市市営住宅のうち、借上型市営住宅は約4,000戸で、そのうち高齢者用市営住宅が3,250戸と、8割を占めております。(表1)

表1 市営住宅の管理戸数(H25.4.1現在)

	管理戸数	うち高齢
市営住宅	31,459戸	4,390戸
直接建設	27,471戸	1,140戸
借上	3,988戸	3,250戸

図1 区別の直接建設と借上の比率



### 2 今後の予定

- 平成30年度までに、28団地403戸の契約期間が満了となります。そのオーナーと、**再借上げの契約交渉を進めます。**
- あわせて、**入居者への継続入居または移転の案内等**を行っていきます。
- 再借上げの賃料は、**鑑定評価による市場賃料を基本**とします。

図2 借上期間満了戸数推移(戸)

